

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
http://setagaya-sr.main.jp/

【今月のテーマ】

- 外国人の扶養親族、国内居住限定へ
- 裁量労働制の不適正な運用が認められた企業への指導・公表について

外国人の扶養親族、国内居住限定へ

厚生労働省は、外国人労働者の増加に対応するため、来年4月から健康保険を使える扶養者について原則として国内居住者に限定する方針を固めました。

日本で働く外国人は年々増加しており、今年4月の受け入れ拡大でさらに急増する見通しです。現行法では、海外にすむ扶養親族も健康保険を使えますが、血縁関係や扶養関係の確認が難しい海外在住者を対象外とすることで、公的保険の利用を厳格化することとされました。

この国内居住要件は日本人にも課されますが、留学生や海外赴任に同行する家族など、日本に生活基盤があり、再び日本に戻る可能性が高い場合は例外的に保険利用が認められます。

裁量労働制の不適正な運用が認められた企業への指導・公表について

厚生労働省は、昨年末に閣議決定された「労働施策基本方針」を踏まえ、監督指導に対する企業の納得性を高め、労働基準法等関係法令の遵守に向けた企業の主体的な取り組みを促すため、裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表を行う場合の手続きを明確化しました。

次の場合が、裁量労働制の不適正な運用とされています。

① 対象業務以外の業務に従事

裁量労働制の対象労働者の概ね3分の2以上について、対象業務に該当しない業務に従事していること。

② 労働時間関係違反

①に該当する労働者の概ね半数以上について、労基法第32・40条（労働時間）、35条（休日労働）又は37条（割増賃金）の違反が認められること。

労基法第32条、第40条違反

時間外・休日労働協定（36協定）で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせている等

労基法第35条違反

36協定に定める休日労働の回数を超えて休日労働を行わせている等

労基法第37条違反

時間外・休日労働を行わせているにもかかわらず、法定の割増賃金を支払っていない等

③ 長時間労働

②に該当する労働者の1人以上について、1か月当たり100時間以上の時間外・休日労働が認められること。